会議案第１号

芽室町議会基本条例中一部改正の件

芽室町議会基本条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和６年９月３日提出

芽室町議会議会運営委員長　渡　辺　洋一郎

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例

芽室町議会基本条例（平成25年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第14条中第３号を削り、第４号を第３号とする。

附　則

この条例は、令和６年１０月１日から施行する。

説　明

芽室町庁舎建設基本計画に係る一連の事業完了に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町議会基本条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現　行
（議決事項の拡大） 第14条　議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第２項の議決事件について、次のとおり定めます。 （1）と（2）　ー略ー （3）　ー略ー 附　則 この条例は、令和６年１０月１日から施行する。	（議決事項の拡大） 第14条　議会は、議決責任という役割を果たす観点に立ち、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第96条第２項の議決事件について、次のとおり定めます。 （1）と（2）　ー略ー （3）　芽室町庁舎建設基本計画 （4）　ー略ー